

児童福祉施設変更届 必要書類一覧

(1)運営規程の変更

- ア 法人理事会の議事録
- イ 変更前及び変更後の運営規程

(2)建物の規模構造及び使用区分並びに屋外遊戯場の変更

- ア 建物・土地の状況(別紙2)
- イ 建物の変更前後の位置図、配置図、平面図、立面図
- ウ 土地の実測図(屋外遊戯場等の変更の場合のみ)
- エ 建築確認通知書の写し及び検査済み証(又はこれに代わるもの)
- オ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後、送付すること。
- カ 市町村長の意見書

【補足事項】

※基本財産の増加を伴う場合には、定款変更手続き(基本財産)も必要である。

(3)定員の変更

- ア 法人理事会の議事録
- イ 職員の構成(別紙1及び別紙2)
 - ※別紙1の「2 職員一覧表」には、職員の資格証明書等の写しを添付すること。
- ウ 市町村長の意見書

※市町村子ども・子育て支援事業計画に定める保育需要の充足状況に関する資料(保育需要が充足されている場合の定員増の変更については、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計等の資料)

<補足資料>

- ・管内保育所の入所状況
- ・管内保育所の配置図
- ・当該保育所の過去の入所状況

(4)代表者の変更

法人の代表者が変更した場合は、理事会の決議のあった時点で、速やかに、変更届を提出すること。

- ア 法人理事会の議事録(理事長選任)
- イ 就任承諾書の写し
- ウ 代表者の履歴書
- エ 代表者変更後の法人登記事項証明書(登記後、提出)
- オ 市町村長の意見書

(5) 施設長の変更

- ア 法人理事会の議事録(施設長変更・選任)
- イ 施設長就任承諾書の写し
- ウ 施設長の履歴書
- エ 民間保育所長の資格基準(所長設置単価認定)を満たすことを証する書類
- オ 市町村長の意見書

(6) 調理業務の委託

- ア 調理業務委託契約書の写し
- イ 職員の構成(別紙1及び別紙2)
- ウ 市町村長の意見書

(7) 分園の設置

- ア 法人理事会の議事録(分園の設置・事業計画・予算)
 - イ 職員の構成(別紙1及び別紙2)
 - ウ 職員(有資格者)の資格証明書の写し
 - エ 土地、建物の状況(別紙2)
 - オ 建物の位置図(本園との距離等がわかる地図)、平面図、立面図及び配置図
 - カ 土地の実測図
 - キ 建物の建築確認通知書及び検査済み証の写し
 - ク 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。
 - ケ 土地・建物は自己所有でない場合には、次の書類
 - (ア) 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面
 - (イ) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日付け児発第302号)により実施すること。
 - コ 市町村長の意見書
- ※市町村子ども・子育て支援事業計画に定める保育需要の充足状況に関する資料(保育需要が充足されている場合の設置については、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計等の資料)
- サ 当該保育所の過去の入所状況
 - シ 管内地図(当該市町村内の保育所等を表示)
 - ス 最低基準調書

【補足事項】

※基本財産の増加を伴う場合には、法人の定款変更手続きについても確認すること。